

Fair Finance Guide 第 11 回ケース調査報告書

腐敗にまみれたインドネシア石炭発電

～チレボン石炭火力発電事業における環境・人権・腐敗問題と邦銀による国際規範の不遵守～



(撮影：インドネシア環境フォーラム・西ジャワ、2016年10月)

2019年12月5日

Fair Finance Guide Japan



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。

要旨

チレボン石炭火力発電事業は、インドネシアのジャワ・バリ系統への電力供給を目的とした独立発電事業者（IPP）による石炭火力発電事業で、日本・韓国・インドネシアの官民が中心となり推進している。日本の民間銀行3行（みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行）は、すでに稼働している1号機（66万キロワット（kW））および2号機（100万kW）の両事業に対し、国際協力銀行（JBIC）と韓国輸出入銀行（KEXIM）、オランダのING銀行とのプロジェクトファイナンスによる協調融資を行ってきた。

事業周辺の住民は、1号機の建設が始まった2007年から、生計手段への損害、健康被害など事業の悪影響を懸念し、反対運動を続けてきた。現在、建設が進む2号機についても、1号機の建設・稼働により小規模漁業や塩田など生計手段にすでに甚大な影響を受け、健康被害も感じ始めていた住民らが、2016年12月に環境許認可の取消しを求める行政訴訟を起こすなど、反対の声をあげている。そして、同訴訟の結果、2017年4月に住民勝訴の判決が出たため、同判決の一日前に2号機案件に係る融資契約に調印した銀行団も、貸付実行を控えざるを得ない状況となった。

しかし、その後も事業者は土地造成作業を続け、住民らの知らぬ間に発行された新しい環境許認可（2017年7月発行）を基に本格着工へと事業を進めた。2017年11月には、銀行団も2号機案件への初回貸付の実行を決定した。2号機の建設作業は、2019年9月時点で約61%まで進んでいる。

一方、2号機案件をめぐる環境・社会・ガバナンス（ESG）上の課題は、2019年に入ってから持ち上がってきた贈収賄疑惑も含め、山積したままである。民間銀行3行が遵守すべき国際規範である赤道原則（EP）（国際金融公社パフォーマンススタンダード（IFC PS）に準拠）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）、OECD多国籍企業行動指針（OECD指針）も遵守されていない。

(1) さまざまな生計手段への影響と適切な補償・生計回復措置の欠如

——EP・IFC PSの不遵守11項目／UNGCの不遵守2原則／OECD指針の不遵守1項目

1号機の建設・稼働により、沿岸生態系が破壊されたため、船を使わずに沿岸の浅瀬を歩きながら漁をしてきた小規模漁民は、漁獲量の減少に苦しみ、以前より厳しい生活を強いられている。また、発電所周辺の塩田農家は、石炭の粉塵か、フライアッシュか原因は特定できていないものの、生産した塩から黒い粉末を除去しなくてはならなくなった。塩の製品の質は落ち、塩田農家の収入も減少した。事業者は企業の社会的責任（CSR）の一環で、漁網等の生計支援を行なっているが、漁網は魚類が減少している中、実効性のある解決策にはなりえない。結果として、影響住民の生活水準を改善もしくは回復するための有効な対策はとられぬままの状況が続いている。

住民は、1号機よりも規模の大きい2号機の建設・稼働で、生計手段への影響が悪化するのではと懸念してきた。実際、2号機の港湾設備の建設工事で、小規模漁民はすでに悪影響を受け始めている。しかし、環境アセスメント（EIA）において生計手段に係る適切な影響評価がなされておらず、小規模漁業、塩づくり等に従事する住民が生活水準等を改善または少なくとも回復できるための実効性ある補償・生計回復対策は、立案・実施されてきていない。また、CSRプログラムではなく、漁業活動のための健全な沿岸生態系の回復が必要であるとの指摘もなされている。

(2) 粉塵等による健康影響に対する懸念と公害対策における利用可能な最良の技術（BAT）利用の欠如

——EP・IFC PS の不遵守2項目／UNGC の不遵守3原則／OECD 指針の不遵守2項目

1号機の事業地周辺の住民は、風向によって発電所の煙突からフライアッシュが個々の家や小学校などに飛来してくると指摘している。2号機案件に係るEIAによれば、調査地域で過去3年（2012～2014年）の間に最も住民の罹患率が高かったのは急性上気道感染症（ISPA）であった。住民は、より規模の大きい2号機の建設・稼働で、ISPA等の呼吸器疾患が増加するのではないかと懸念している。

日本の石炭火力発電所で数十年前から利用可能であった大気汚染防止技術、つまり、BATは、1号機には設置されておらず、2号機でも利用されない予定である。事業者は、「クリーン・コール技術」を利用していると謳っているが、インドネシアの基準が緩く、ガバナンスがうまく機能しない中、ダブル・スタンダードを利用し、公害輸出を進めているのが実態である。

(3) 環境アセスメント（EIA）の不備と策定過程における適切かつ十分な住民参加の欠如

——EP・IFC PS の不遵守19項目／UNGC の不遵守2原則／OECD 指針の不遵守2項目

2号機案件に係るEIA（2016年3月）については、土地収用に係る影響や、累積影響、生計手段への影響等が適切に評価されていないとの指摘がなされてきた。また、同EIAの策定過程における住民参加や情報公開の適切性も問題視された。協議会には選ばれた者のみが招待された。招待されていなかったものの、協議会があることを聞きつけた小規模漁民が協議会に参加し、2号機案件への懸念や反対を表明しても、そうした声はEIAに反映されぬままであった。

さらに、2017年7月に策定されたEIA補遺版、および、同年7月17日に発行された新しい環境許認可については、住民に対する事前協議は一切なかった。

(4) 環境行政訴訟と2号機案件の違法性

——EP・IFC PS の不遵守2項目／OECD 指針の不遵守1項目

2016年12月、2号機案件の環境許認可（2016年5月）を不当に発行したとして西ジャワ州政府を原告住民6名が提訴し、環境許認可の取消しを求めた。2017年4月19日の地裁判決では、チレボン県空間計画への違反を理由に環境許認可の無効が宣言された。この地裁判決を待たず、前日の4月18日に融資契約を締結した銀行団も、2号機案件への貸付実行を控えざるを得ない状況となった。

その後、事業者は2017年7月に発行された新・環境許認可を根拠に2号機案件の建設を続けた。銀行団も、新・許認可に係る再訴訟が起こされることを知りつつ、同年11月に初回貸付を実行した。

一方、新・環境許認可の発行に係る手続きは、住民が知らぬ間に、非常に不透明なやり方で進められた。2017年12月4日、住民・NGOは、西ジャワ州政府が発行した新・許認可の取消しを求める行政訴訟を再び起こした。2018年中に地裁、高裁、最高裁が原告の訴えを棄却したものの、住民・NGOは2019年8月6日、最高裁の棄却判決に対する再審請求を行っており、新・許認可は依然違法リスクを抱えている状態にある。

(5) 事業に反対の声をあげる住民らへの人権侵害

——EP・IFC PS の不遵守2項目／UNGC の不遵守2原則／OECD 指針の不遵守3項目

本事業に反対の声をあげてきた住民、特に訴訟の原告らへの人権侵害が懸念されてきた。2017年4

月 19 日に住民が勝訴し、新・環境許認可の取消しを求める行政訴訟が 2017 年 12 月 4 日に再び起こされるまでの間、当初の原告 6 名は、事業者側から脅迫行為を受け、再び原告になることを断念した。また、再訴訟の原告住民も、自分が監視されていたと証言している。事業反対のデモやアクションを行なう住民らに対する警察のあからさまな脅迫・監視行為も報告されている。

こうした一連の脅迫・監視行為などは、他の住民の間にも不安や恐怖感を引き起こし、事業の意思決定過程への適切な住民参加を阻害するものであり、深刻な人権侵害である。

(6) 贈収賄事件と腐敗リスク

——EP・IFC PS の不遵守 2 項目／UNGC の不遵守 1 原則／OECD 指針の不遵守 1 項目

2019 年 4 月以降、2 号機案件の EPC 契約者である韓国企業・現代建設が、前チレボン県知事に多額の不正資金を提供したとの贈収賄疑惑が持ち上がってきた。捜査を続けているインドネシア汚職撲滅委員会（KPK）は、すでに 2019 年 10 月、2 号機案件に関連した贈収賄疑惑を含むマネーロンダリングの件で、前チレボン県知事を容疑者認定している。その後、KPK は 11 月にも現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョン（Herry Jung）を 2 号機案件の許認可に係る贈収賄の件で容疑者認定した。現在、事業者の元取締役社長ら上級幹部 2 名に対してインドネシア国外への渡航禁止措置もとられている。

KPK による今後の起訴・立件などの動きが注視される場所であるが、前チレボン県知事が有罪判決を受けた別の贈収賄事件に係る判決文（2019 年 5 月）の中で、2 号機案件の事業者や EPC 契約者の贈収賄疑惑への関与がすでに明記され、その手口についても詳細な内容が記載されていること、そして、実際に、前チレボン県知事及び EPC 契約者元幹部がすでに容疑者認定を受け、事業者の元上級幹部も渡航禁止措置を受けていることは、現段階でも重く受け止められるべき事実である。また、2 号機案件に関連した贈収賄疑惑は、韓国国会の国政監査の場でも質疑がなされ、現代建設の専務が土地紛争に係る資金の流れを示唆する答弁をしている。

(7) 気候変動への影響と国際的なダイベストメントの流れへの逆行

——EP・IFC PS の不遵守 5 項目／UNGC の不遵守 3 原則

世界では 2015 年のパリ協定採択以降、気候変動に対する危機感が高まり続け、新規の石炭火力発電所の建設は許されない状況になっていることが、国際的にも共通認識となっている。気候変動への影響を考慮し、欧米の大手民間銀行は石炭関連事業への融資を行わない方針を次々と打ち出し、今やダイベストメントの流れは欧米を超えて確実に広がりつつある。

一方、パリ協定の採択以降も、海外での新規の石炭火力発電所計画に対して、JBIC などを通じた公的支援を 8 件決めてきた日本政府は、国際的な批判の対象となってきた。日本の民間企業も、2018 年以降、石炭火力発電所の融資に係る新方針を発表しているが、その内容は日本政府の方針を踏襲したもので、「相手国の要請・事情」、「OECD ルール」、「原則超々臨界圧」といった例外規定の下、脱炭素を目指す世界の動きに追いつくものとはなっていない。

チレボン石炭火力発電所 2 号機案件については、2017 年、融資契約の締結前にフランス大手銀行のクレディ・アグリコルが自行の気候変動に対する方針転換を理由に銀行団からの撤退を決定した。しかし、気候変動の観点からの議論が真摯になされぬまま、現在も 2 号機の建設は進められている。

以上の通り、2017年4月18日の時点で、EP、UNGC、OECD指針において遵守が確保されていなかったことから、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行の3行は、融資契約を締結するべきではなかった。3行は、更なる貸付を行なう前に、適切なデューデリジェンスを実施すること、つまり、2号機案件の各問題状況と遵守すべき国際規範の各内容を精査することが求められる。

目次

要旨	p3
目次	p7
はじめに	p8
第1章 事業概要と民間銀行の関わり	p8
第2章 事業経緯と住民の反対・苦情申立て	p10
第3章 各民間銀行の国際規範へのコミットメント	p12
第4章 チレボン事業に係る ESG の現状と国際規範の遵守状況	p13
第5章 まとめ	p33

はじめに

本事業は、インドネシアのジャワ・バリ系統への電力供給を目的とした独立発電事業者（IPP）による石炭火力発電事業で、日本・韓国・インドネシアの官民が中心となり推進してきた。

2012 年から商業運転を開始した 1 号機は、当時、インドネシアで初と言われた超臨界圧の、そして、現在建設中の 2 号機は、現時点で最新鋭と言われている超々臨界圧の石炭火力技術が使われることが高らかに謳われ、事業者は「クリーン・コール技術」を利用した事業として紹介している。

しかし、「気候危機」の現状から、最も CO2 排出量の多い電源である石炭火力発電所への警告が発せられる中、本案件には厳しい目が注がれ続けてきた。2017 年、融資契約が締結される前にフランス大手銀行のクレディ・アグリコルが 2 号機案件の銀行団から撤退した理由は、自行の気候変動に対する方針転換であった。

また、本案件は、生計手段への影響や大気汚染に対する地域住民の懸念、長引く訴訟、そして、贈収賄疑惑など、問題が指摘され続けており、『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（JBIC ガイドライン）の不遵守を指摘した異議申立てや、事業者に出資する日本企業による OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）の不遵守を指摘した問題提起が行なわれてきた。

本稿では、本案件に貸付を続ける日本の民間銀行 3 行、すなわち、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行によるデューデリジェンスの実施状況の実態を国際規範への遵守という観点から明らかにしていく。

第 1 章 事業概要と民間銀行の関わり



写真：2012 年から商業運転を開始した 1 号機。（インドネシア環境フォーラム・西ジャワ。2016 年 10 月）



写真：1 号機の隣接地で進められている 2 号機の建設工事。住民の生活の糧である多くの塩田が奪われた。（FoE Japan。2019 年 7 月）


1 号機の事業実施者であるチレボン・エレクトリック・パワー社（CEP）は、丸紅、韓国中部電力、Samtan、Indika Energy の 4 社が出資して設立した現地法人である。66 万キロワット（kW）の超臨界圧石炭火力発電所を建設し、30 年間にわたり電力をインドネシア国有電力会社（PLN）に販売する。建設請負は韓国 Doosan Heavy Industries & Construction が担い、2012 年 7 月に商業運転を開始している。

2 号機は、1 号機の出資者である 4 社に JERA（中部電力と東京電力の合併）と IMECO（Indika の子

会社) が加わって設立したチレボン・エナジー・プラサラナ社 (CEPR) が事業実施者となっており、現在、100 万 kW の超々臨界圧石炭火力発電所を建設中である。2022 年の商業運転開始を見込んでおり、稼働後は 25 年間にわたり電力を PLN に販売する。三菱日立パワーシステムズ (MHPS)、東芝、韓国・現代建設の 3 社によるコンソーシアムが EPC (設計・調達・建設) 契約を CEPR と締結している。

日本の民間銀行 3 行 (みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行) は、1 号機、および、2 号機事業ともに、公的金融機関である国際協力銀行 (JBIC) と韓国輸出入銀行 (KEXIM)、また、オランダの ING 銀行とのプロジェクトファイナンスによる協調融資を行なっている。1 号機は総事業費約 8.5 億米ドルのうち約 5.95 億ドルの、2 号機は総事業費約 21.8 億米ドルのうち約 17.4 億ドル (うち ING 銀行を含む民間銀行 4 行分は約 5.9 億ドル) の貸付契約が、各々の事業実施者と銀行団の間で締結されている。さらに 1 号機では、JBIC 及び KEXIM が民間銀行の融資部分へポリティカル・リスク保証を付け、2 号機も、KEXIM が民間銀行の融資一部へポリティカル・リスク保証を、また日本貿易保険 (NEXI) が民間銀行の融資一部へ付保を行なっている。

表 1. チレボン石炭火力発電事業の概要

	1号機	2号機
目的	66 万キロワット (kW) 規模の超臨界圧 (SC) 石炭火力発電	100 万 kW 規模の超々臨界圧 (USC) 石炭火力発電
サイト位置	西ジャワ州 チレボン県 事業地 約 50 ヘクタール	西ジャワ州 チレボン県 事業予定地 204.3 ヘクタール
		
総事業費	約 8.5 億米ドル	約 21.8 億米ドル
事業実施者	チレボン・エレクトリック・パワー社 (CEP) = 丸紅 (32.5%)、韓国中部電力 (27.5%)、Samtan (20%)、Indika Energy (20%) が設立した現地法人。 ・ インドネシア国有電力会社 (PLN) との間で 30 年にわたる電力購買契約 (PPA) を締結。 ・ 韓国 Doosan Heavy Industries & Construction 製超臨界ボイラー石炭焚き火力発電設備を一括請負契約で調達。	チレボン・エナジー・プラサラナ社 (CEPR) = 丸紅 (35%)、Samtan (20%)、IMECO (18.75%)、韓国中部電力 (10%)、JERA (10%)、Indika Energy (6.25%) が設立した現地法人。 ・ PLN との間で 25 年にわたる PPA を締結。 ・ USC 対応のボイラー、蒸気タービンなどの主要機器を三菱日立パワーシステムズ (MHPS) と東芝が納入。 ・ 韓国・現代建設が建設工事を請負い。
融資機関等	以下の銀行団による協調融資 融資総額 5.95 億ドル ・ 国際協力銀行 (JBIC) (2.14 億ドル) ・ 韓国輸出入銀行 (KEXIM) ・ 民間銀行 (三菱 UFJ、みずほ、三井住友、蘭 ING 銀行)	以下の銀行団による協調融資 融資総額は約 17.4 億ドル ・ JBIC (約 7.31 億ドル) ・ KEXIM (約 4.2 億ドル) ・ 民間銀行 (三菱 UFJ、みずほ、三井住友、ING) (約 5.9 億ドル)

	JBIC 及び KEXIM が民間銀行の融資部分へ ポリティカル・リスク保証 日本貿易保険（NEXI）が CEP へ付保	（仏 Crédit Agricole 銀行は撤退） KEXIM が民間銀行の融資一部へポリティ カル・リスク保証 NEXI が民間銀行の融資一部へ付保
保証機関	不明	インドネシア財務省による保証
運転開始	2012 年 7 月	2016 年着工、2022 年運転開始（予定）

第 2 章 事業経緯と住民の反対・苦情申立て

チレボン県の住民によれば、1号機の建設のための土地造成作業は、2008年4月に環境許認可が発行される前の2007年後半にすでに始まっていたとのことである。それ以前に協議会などで事業の説明を受けておらず、突然、建設予定地に現れた重機やトラックによって、初めて事業計画があることを知ったという住民らは、それを機に2007年後半から1号機の反対運動を始めた。

住民は、生計手段の喪失や損害、環境破壊、健康被害、土地収用プロセスにおける脅迫、社会の分裂など、1号機事業の悪影響に関する懸念を提起し続けた。1号機の建設に反対する抗議デモを数度にわたり行ない、地元自治体であるチレボン県政府や事業実施者である CEP 等に対し、同事業の中止を幾度となく要請した。しかし、そうした住民による事業反対の声は実を結ぶことなく、2012年には、1号機の商業運転が開始された。¹



写真：1号機に関する異議申立書を JBIC ジャカルタ事務所にて提出後、住民・現地 NGO らは日本大使館前で抗議アクションを決行。1号機を閉鎖した上で、すでに起こっている問題の解決を図るよう、また、新設の発電所に JBIC や民間銀行団が融資しないよう求めた。（FoE Japan。2016年11月10日）



写真：2号機に関する異議申立書を東京・参議院議員会館で JBIC に提出した異議申立人。（FoE Japan。2017年5月24日）

2号機の建設計画については、2015年に協議会が行なわれ、一部の住民の知るところとなる。1号機の建設・稼働により小規模漁業や貝類の採取、塩田など、生計手段に甚大な影響を受け、健康被害もすでに感じ始めていた住民らの一部は、再び2号機の建設に反対の声をあげ、2016年12月には、2号機

¹ JBIC に1号機の問題点については、住民が JBIC に提出した異議申立書（2016年11月8日付）も参照のこと（<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/161110.html>）

案件に係る環境許認可の取消しを求める行政訴訟を起こした。その結果、2017年4月に住民勝訴の判決が出たため、同判決の一日前に2号機案件に係る融資契約に調印した銀行団も、貸付実行を控えざるを得ない状況となった。しかし、その後も事業実施者であるCEPRは事業予定地での土地造成作業を続け、住民らの知らぬ間に発行された新しい環境許認可（2017年7月発行）を基に本格着工へと事業を進めた。2017年11月には、銀行団も2号機案件に対する初回貸付の実行を決定した。現在（2019年9月時点）、CEPRによる2号機の発電所の建設作業は、約61パーセントまで進んでいる。²

一方、後段で示す通り、2号機案件をめぐる環境・社会・ガバナンス（ESG）上の課題は山積したままである。2017年4月の環境許認可に係る取消判決の後、住民の一部が2017年5月に行なったJBICガイドラインの不遵守に係るJBICへの異議申立ても、係争中の訴訟があることを理由に「手続の暫定的停止」の状態が2年以上続いている。同様に、2017年5月にインドネシアと日本の環境団体が、2号機案件に反対する住民の代理となり、丸紅、および、JERAによるOECD指針の不遵守について日本連絡窓口（以下、日本NCP）に行なった問題提起は、日本NCPが初期評価の結果、「更なる検討に値する」と判断し、2018年2月には「あっせん」のプロセスが開始された。しかし、日本企業が係争中であることを理由に、あっせんに対する許諾判断を控えていることから、これまで、同手続きにおける問題解決の方向性も何ら示されていない状況となっている。

表 2. チレボン石炭火力発電事業の主な経緯

1号機	
2007年8月20日	CEP、電力を30年間供給するPPAをPLNと締結
2008年4月	西ジャワ州政府、1号機の環境影響評価（EIA）を承認。環境許認可を発行
2010年3月8日	銀行団、1号機に係る融資契約に調印
2012年7月	1号機、商業運転開始
2014年3月24日	NEXI、1号機に係るCEPへの付保決定
2号機	
2015年10月23日	CEPR、電力を25年間供給するPPAをPLNと締結
2016年5月11日	西ジャワ州政府、2号機のEIA承認。環境許認可を発行
2016年12月6日	地域住民、2号機に係る環境許認可の取消しを求める行政裁判を開始
2017年4月18日	銀行団、2号機に係る融資契約に調印（この時点での公式発表はなし）
2017年4月19日	バンドン地裁、住民の訴えを認め、2号機に係る環境許認可取消し判決
2017年5月24日	地域住民、JBICガイドラインの不遵守を指摘した異議申立書（2017年5月21日付）をJBICに提出
2017年5月24日	日・インドネシアの環境団体、地域住民の代理として、日本企業によるOECD多国籍企業行動指針の不遵守を指摘した問題提起書（2017年5月23日付）を同指針の日本連絡窓口（NCP）に提出
2017年7月17日	西ジャワ州政府、2号機に係る新・環境許認可を発行
2017年11月14日	銀行団、2号機に係る初回貸付の実行
2019年9月時点	2号機建設作業、約61%完了
2022年（予定）	2号機、商業運転開始（予定）

² <https://mediaindonesia.com/read/detail/259667-pembangunan-pembangkit-listrik-tenaga-uap-cirebon-ii-capai-61>（最終確認日：2019年10月30日）

第3章 各民間銀行の国際規範へのコミットメント

本稿では、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の3行による国際規範への遵守状況をみていく指標として、①赤道原則（EP。2013年6月）³、②国連グローバル・コンパクト（UNGC）⁴、③OECD指針⁵の3規範を用いる。

EPについては、3行が各々のウェブサイト上でコミットメントを宣言し、取組み状況などを掲載している。各々の赤道原則の採択時期は、みずほ銀行が2003年、三井住友銀行が2006年、三菱 UFJ 銀行が2005年となっている。赤道原則の採択銀行として、同原則が準拠する「国際金融公社パフォーマンススタンダード」（IFC PS）⁶、および、「世界銀行グループ EHS（環境・衛生・安全）ガイドライン」⁷の遵守を確認することが3行にも求められる。

UNGC については、3行の署名をグローバル・コンパクトのウェブサイト上で確認できる。⁸ 各々の UNGC の署名時期は、みずほ銀行が2006年、三井住友銀行が2007年、三菱 UFJ 銀行が2006年となっている。人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則に対するコミットメントのもと、その実現に向けた取組みが求められる。

多国籍企業に対して参加政府が行なう勧告である OECD 指針については、3行ともに世界規模で投融資などの金融業務を行なってきた⁹ことから、多国籍企業として日本政府から同指針の遵守を奨励される立場にある。OECD 指針で規定されている一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄・贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税といった幅広い分野において、責任ある企業行動が期待されている。

³ https://equator-principles.com/wp-content/uploads/2017/03/equator_principles_III.pdf

⁴ <https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>。和訳は、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンによる『国連グローバル・コンパクト4分野10原則の解説（仮訳）』を参照（http://www.ungcnj.org/gc/pdf/GC_10.pdf）。

⁵ <http://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>。和訳は、外務省ホームページ上に掲載されている『OECD 多国籍企業行動指針世界における責任ある企業行動のための勧告 2011年日本語仮訳版』を参照（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf）。

⁶ https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/24e6bfc3-5de3-444d-be9b-226188c95454/PS_English_2012_Full-Documents.pdf?MOD=AJPERES&CVID=jkV-X6h

⁷ <https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/29f5137d-6e17-4660-b1f9-02bf561935e5/Final%2B-%2BGeneral%2BEHS%2BGuidelines.pdf?MOD=AJPERES&CVID=jOWim3p>

⁸ <https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants>

⁹ みずほ銀行は、国内ネットワーク464（本支店や出張所等を含む）、および、海外ネットワーク87（支店・出張所・駐在員事務所や海外現地法人を含む）を有する（2019年6月30日現在）。

<https://www.mizuhobank.co.jp/company/info/profile/index.html>）。三井住友銀行は、国内本支店数443（出張所、代理店等を除く）、および、海外支店19（出張所、駐在員事務所を除く）を有する（2019年3月31日現在）。

<https://www.smbc.co.jp/aboutus/profile/gaiyo.html>）。三菱 UFJ 銀行は、国内の支店等754、および、海外の支店等79を有する（2018年3月末現在。<https://www.bk.mufig.jp/kigyuu/profile.html>）。

第4章 テレボン事業に係る ESG の現状と国際規範の遵守状況

第2章で述べた通り、2号機案件の環境社会・人権・ガバナンスに係る問題は、住民や環境団体による2017年5月時点でのJBICへの異議申立て¹⁰、および、OECD指針に係る日本NCPへの問題提起¹¹の中で、すでに指摘されてきた。以下、それらの問題点について、イシュー毎にその問題の概要と現状を記す。また、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行の3行が適切なデューデリジェンスを実施してきたか、第3章で示した3規範に照らして遵守状況を示していく。

(1) さまざまな生計手段への影響と適切な補償・生計回復措置の欠如

1号機の発電所と埠頭が建設された場所は、「テレボン」という地名の由来にもなっているレボンと呼ばれる小エビがよく獲れ、この地域の特産物であるテラシ（発酵小エビのペースト）づくりが盛んに行なわれてきた。船を使わない古くからの漁法で、漁網を使って沿岸の浅瀬を歩きながら小エビや魚類を獲る小規模漁民にとって、現在、1号機の位置する沿岸地域は生物多様性の豊かな魚類の宝庫であり、非常に重要な場所であった。また、干潮時になると、沿岸地域の泥の中から多くの種の貝類やその他の小型の生物相を採ることができ、大人から子どもまで、その日の食事のおかずを探しに来るような場所でもあった。

図1. テレボン石炭火力発電事業 周辺地図と小規模漁民への影響（作成：FoE Japan）



しかし、そうした場所は1号機の建設現場となり、消失してしまったところもあれば、アクセスが制限される場所も出てきた。また、操業が始まって以降、浅瀬を歩いて漁業をする小規模漁民は1号機

¹⁰ 異議申立書や添付資料は、こちらでダウンロード可能 <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/170524.html>

¹¹ 問題提起書は、こちらでダウンロード可能 <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/170524.html>

施設から海域に放流される温排水の流れを身をもって体感してきた。小規模漁民は沿岸地域での漁獲量が減少¹²したため、より遠くの沿岸地域まで歩いていくこともある（図 1 を参照）。しかし、遠くの沿岸まで漁場を広げても、1 号機事業以前に比べて漁獲量は減少してしまったとのことで、生活が以前より苦しくなったという。

また、発電所の周辺住民は乾季に塩づくりに従事しており、同地域産の塩はかつて質が良いことで知られていた。しかし、1 号機の建設後、近隣の塩田では生産した塩の質が落ちてしまうなどの影響が出ている。近隣の塩田の中には、色が黒ずんでしまっているものも見られる。野晒しの石炭貯蔵場から石炭の粉塵が飛来してきたからか、もしくは、発電所の煙突からのフライアッシュが飛来してきたからか、原因は特定されていないものの、塩田農家は生産した塩を洗浄し、黒い粉末を除去しなくてはならない。塩づくりに以前よりも長い時間がかかるようになり、塩の製品の質も落ちてしまったため、塩田農家の収入の減少¹³につながっている。



写真：1 号機に隣接する塩田。発電所の稼働後、塩に粉塵が混じるようになり、収入に影響が出ている（FoE Japan／インドネシア環境フォーラム。2015 年 8 月）

事業実施者は企業の社会的責任（CSR）の一環として、漁網や養殖魚などの生計支援プログラム、また、職業訓練等を住民に提供してきている。しかし、漁網の提供は魚類が減少している中、実効性のある解決策になりえないことは明らかである。また、ナマズの養殖プログラムは幾度も挑戦しているものの、純益が出ていない状況が住民から報告されている。そもそも、小規模漁民や塩田農家などの住民から、上述のような生計手段への影響が依然として報告されていることは、生計手段および生活水準を改善もしくは回復するための有効な対策がとられていない証左と言える。

住民からは、1 号機よりも規模の大きい 2 号機の建設・稼働によって、現在続いている生計手段への影響が悪化するのではないかという懸念の声があげられてきた。実際、2 号機の港湾設備の建設工事により、漁船を持たず、沿岸の浅瀬で歩きながら漁業を続けている小規模漁民はすでに悪影響を受け始めている。しかし、環境アセスメント（EIA）において生計手段に係る適切な影響評価がなされていない

¹² 2019 年 2 月 16 日 韓国放送公社（KBS）も参照のこと <http://mn.kbs.co.kr/mobile/news/view.do?ncd=4140203>。2019 年 10 月 31 日最終確認）

¹³ 脚注 6 に同じ。

ばかりか、小規模漁業、塩づくり等に従事する住民が生活水準等を確実に改善または少なくとも回復できるよう、1号機の経験・教訓を踏まえた形での適切かつ実効性ある補償・生計回復対策は、現在まで立案・実施されてきていない。住民からは、小規模漁民の必要としているのは、事業実施者が提供してきたようなCSRプログラムではなく、漁業活動のための健全な沿岸環境であるとの指摘¹⁴もなされている。



写真：小規模漁業の場は1号機の埠頭建設で制限され、温排水等の影響で漁獲量も減少。小規模漁民は厳しい生活を強いられている。(FoE Japan。2017年5月)



写真：船を持たず沿岸で漁業を営む小規模漁民は、2号機の港湾設備の工事によって、すでにその影響を受け始めている。(FoE Japan。2019年3月)

<遵守されていない国際規範の項目>

①赤道原則(EP)・国際金融公社パフォーマンススタンダード(IFC PS) ——不遵守11項目

- 赤道原則2：環境社会アセスメント(パラ2)

「アセスメント報告書は、顧客、コンサルタント、外部専門家のいずれによって策定されるかにかかわらず、環境や社会に対するリスクと影響について、適切かつ正確に、また客観的に評価・提示する。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」目的(1)

「事業の環境社会リスクと影響を特定し、評価すること」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」目的(2)

「労働者、影響を受ける地域社会、また環境に対するリスクと影響について、予測かつ回避するため、もしくは、回避できない場合には最小化するため、また影響が残る場合には補償／相殺するため、階層的な緩和策を採用すること」
- IFC PS 5「用地取得および非自発的住民移転」目的(4)

「(物理的、および／もしくは、経済的)移転者の生計手段および生活水準を改善、もしくは、回復すること」
- IFC PS 5「用地取得および非自発的住民移転」(パラ9)

「(物理的および／もしくは経済的)移転が回避できない場合、顧客は、当該影響を受ける地

¹⁴ 住民グループからJBICへの書簡(2018年11月5日付)を参照
<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/pdf/181105.pdf>

域社会、および、個人に対し、……（中略）……本 PS で規定される通り、生活水準や生計手段の改善、もしくは、回復を支援するため、その他の補助を提供する」

- IFC PS 5「用地取得および非自発的住民移転」（パラ 10）
「生計回復の意思決定プロセスは選択肢や代替案が含まれるべきである。」
「（生計回復の）関連情報の開示と影響を受ける地域社会・個人の参加は生計回復活動の策定、実施、モニタリング・評価の間、継続される。」
- IFC PS 5「用地取得および非自発的住民移転」（パラ 25）
「（物理的移転を伴わない）経済的損失のみの場合、事業者は本 PS の目的を満たす影響を受ける個人、および／もしくは、地域社会に対する補償の提供、および、その他の支援に関する生計回復計画を策定する」
- IFC PS 6「生物多様性の保全および自然生物資源の持続的な管理」目的(2)
「生態系サービスから得られる利益を維持すること」
- IFC PS 6「生物多様性の保全および自然生物資源の持続的な管理」（パラ 7）
「優先事項として、顧客は、生物多様性と生態系サービスに対する影響の回避を追及しなければならない。影響の回避が可能でない場合は、影響を最小化し、生物多様性と生態系サービスを回復するための措置が実施されなくてはならない。」
- IFC PS 6「生物多様性の保全および自然生物資源の持続的な管理」（パラ 25）
「（生態系システムの管理）影響を受ける地域社会に関連して優先されるべき生態系サービスに対する影響については、顧客がそのような生態系サービスに対する直接の管理権限を持つ、もしくは、重大な影響力を持つ場合、負の影響は回避されなくてはならない。これらの影響が回避できない場合、顧客は、それらの影響を最小化し、優先されるべき（生態系）サービスの価値と機能を維持することを目的とした緩和策を実施しなくてはならない。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守2原則

- 原則 7：企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである。
- 原則 8：企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守1項目

- VI. 環境 3.
「意思決定に際しては、企業の工程、製品及びサービスによって、そのライフサイクルの全ての段階で生じる環境、健康及び安全に対する予見可能な影響を避け、又は避けられない場合には緩和する観点から、評価し、考慮する。提案された諸活動が環境、健康及び安全に対して重大な影響を与える可能性があり、かつ、これらの諸活動が所管官庁の決定に服する場合には、適切な環境影響評価を準備する。」

(2) 粉塵等による健康影響に対する懸念と公害対策における利用可能な最良の技術（BAT）利用の欠如

1号機の事業地周辺の住民は、風向によって発電所の煙突からのフライアッシュが事業地の方向から個々人の家や小学校など公共施設にまで飛来してくると指摘している。また、事業地の周辺地域で急性

上気道感染症（ISPA）等の呼吸器疾患が増加しているとの報告¹⁵が住民らからなされている。

2号機案件に係るEIAでも、調査地域において過去3年（2012～2014年）の間に最も住民の罹患率が高かったのはISPAであり、1号機の発電所の立地場所であるアスタナジャプラ郡カンチ・クロン村の住民が他の村よりも咳がひどい状況にある¹⁶ことについて言及がなされている。住民からは、1号機よりも規模の大きい2号機の建設・稼働によって、事業地の周辺地域でISPA等の呼吸器疾患が増加するのではないかと懸念の声があげられてきた。

FoE Japanの調査データ（表3を参照）によれば、日本の石炭火力発電所で28年も前から利用されているような大気汚染防止のためのBATは、チレボン石炭火力発電所1号機には設置されていない。同様に、2号機でもBATは利用されない予定であることがわかる。結果として、1号機は事業地周辺の住民に悪影響を及ぼし続けており、2号機の発電所に設置が予定されている大気汚染対策技術も1号機と比較して、それ程、改善されたものとは言えないことから、住民の大気汚染や健康影響に関する懸念は払拭されていない。事業実施者は、自身の発電所を「クリーン・コール技術」を用いたものと紹介¹⁷しているが、実際には、インドネシア政府機関の基準が緩く、また、ガバナンスがうまく機能しない中、「ダブル・スタンダード」を利用して、日本で使われているBATと同等のものをチレボンで使わない、つまり、チレボンの地域住民の健康等に対し日本国内と同等の配慮を行なわない「公害輸出」を進めているのが実態と言える。

¹⁵ 脚注6に同じ。

¹⁶ 2号機案件に係るEIAの2.1.6.1 Kasus Penyakitを参照

¹⁷ <https://www.cirebonpower.co.id/cirebon-power-reduced-the-emission-of-pltu/>を参照（2019年9月15日に最終確認）

表 3. インドネシア・チレボン石炭火力発電所と日本の石炭火力発電所との環境対策技術比較¹⁸

発電所名	チレボン		日本の既設石炭火力発電所			
	2号機	1号機	磯子新2号機	磯子新1号機	碧南5号機	碧南1号機
事業者	CEPR	CEP	電源開発	電源開発	中部電力	中部電力
所在地	インドネシア	インドネシア	神奈川県	神奈川県	愛知県	愛知県
電気出力 (万 kW)	100	66	60	60	100	70
運転開始の時期	2022 (予定)	2012/07	2009/07	2002/04	2002/11	1991/10
効率対策 (蒸気条件)	超々臨界圧	超臨界圧	超々臨界圧	超々臨界圧	超々臨界圧	超臨界圧
煙突の高さ (m)	200	215	200	200	200	200
硫黄酸化物対策	WLST	CF or FGD	DFGD	DFGD	FGD (脱硫装置のタイプは不明)	FGD等 (脱硫装置のタイプは不明)
排出濃度 (ppm)	SO ₂ = 221 (SO ₂ = 625 mg/Nm ³)	SO ₂ = 227 (SO ₂ = 649 mg/Nm ³)	10	20	25	50 (28) (内=02年改善後)
窒素酸化物対策	LNB	LNB	SCR/LNB/TSC	SCR/LNB/TSC	SCR/LNB/TSC	SRC等
排出濃度 (ppm)	NO ₂ = 251 (NO _x = 510 mg/Nm ³)	NO ₂ = 404 (NO _x = 829 mg/Nm ³)	13	20	15	45 (30)
ばい塵対策	ESP	ESP	ESP	ESP	ESP	ESP
排出濃度 (mg/Nm ³)	50	29	5	10	5	10 (5)

DFGD： 乾式排煙脱硫装置

SCR： 選択接触還元法

FGD： 脱硫装置 (タイプは不明)

LNB： 低 NO_x バーナ

CF： 低硫黄炭使用 (Compliance fuel) (装置なし)

TSC： 二段燃焼方式

WLST： 湿式石灰石 FGD 方式

ESP： 不特定の電気集じん装置

<遵守されていない国際規範の項目>

① 赤道原則 (EP)・国際金融公社パフォーマンススタンダード (IFC PS) —— 不遵守 2 項目

- IFC PS 3 「資源効率と汚染防止」 目的(1)

「事業活動からの汚染を回避、もしくは、最小化することにより、人の健康や環境に対する負の影響を回避、もしくは、最小化すること」

- IFC PS 3 「資源効率と汚染防止」 (パラ 4)

「事業のライフサイクルを通じて、顧客は、周囲の状況に配慮し、人の健康と環境に対する負

¹⁸ 各発電所に関するデータの出展については、チレボン 2 号機は EIA (2016 年 3 月)、チレボン 1 号機は EIA (2008 年 4 月)、磯子新 2 号機及び新 1 号機は電源開発 年次報告書 2009 年、碧南 5 号機及び 1 号機は CCT Journal 創刊号 (財団法人 石炭利用総合センター、2002 年 5 月)。より詳細な情報は、こちらを参照。 <http://sekitan.jp/jbic/issue>

の影響を回避、もしくは、回避が可能でない場合は最小化するため、最適な、また技術的かつ経済的に実現可能な資源効率と汚染防止の原則・技術を用いる。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守3原則

- 原則7：企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである。
- 原則8：企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。
- 原則9：企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守2項目

- VI. 環境 3.
「意思決定に際しては、企業の工程、製品及びサービスによって、そのライフサイクルの全ての段階で生じる環境、健康及び安全に対する予見可能な影響を避け、又は避けられない場合には緩和する観点から、評価し、考慮する。提案された諸活動が環境、健康及び安全に対して重大な影響を与える可能性があり、かつ、これらの諸活動が所管官庁の決定に服する場合には、適切な環境影響評価を準備する。」
- VI. 環境 4.
「危険性に関する科学的及び技術的理解に則しつつ、環境に対し重大な損害を与えるおそれがある場合には、人の健康及び安全も考慮に入れ、十分な科学的確実性を欠いていることを理由として、かかる損害を予防し最小限にするための費用効率の高い措置を先送りしてはならない。」

(3) 環境アセスメント（EIA）の不備と策定過程における適切かつ十分な住民参加の欠如

2号機案件に係るEIA（2016年3月）については、適切な影響評価・分析がなされていないとの指摘がなされてきた。まず、土地収用に係る影響¹⁹が適切に評価されず、住民との協議に基づく対策が立案されていなかったため、後段の贈収賄疑惑の項目でも言及されている通り、住民による建設現場へのアクセス道路の封鎖など、着工後に抗議活動が起きた。また、1号機、および、2号機にほぼ隣接する形でパングナン郡に建設される予定のタンジュン・ジャティA石炭火力発電事業（66万kW×2基）によって引き起こされうる累積影響（特に、大気質への影響や健康影響など）も評価されていなかった。前段で述べた通り、生計手段に係る適切な影響評価もなされておらず、小規模漁民、塩田農家などに対する適切かつ実効性ある補償・生計回復対策も立案されていなかった。

同EIAの策定過程における住民参加の適切性も問題視されている。参加の観点からは、小作や漁民だけでなく、地権者の中にも招待されなかった者がいるなど、あらゆる協議会で選ばれた者のみが招待されていた。また、招待されていなかったものの、協議会があることを聞きつけた小規模漁民が、協議に2回（2015年9月、2016年4月13日）赴き、生計手段への悪影響を懸念しているため、2号機案件に強く反対している旨を明確に表明したが、その点についてまったく議論はなされぬまま協議会は終わった。このようにEIAには、小規模漁民の反対や懸念の声は反映されぬままであった。

また、情報公開の観点からは、EIAの策定と環境許認可の発行過程で、「環境アセスメント住民参加及

¹⁹ 2号機案件の予定地のうち195ヘクタールは、インドネシア政府（環境林業省）所有の公有地で、事業実施者はそれを借地していると説明している。しかし、1986年に同地域で実施された土地収用が強制的、かつ、人権を侵害する形で行なわれたことから、土地所有者らは当時の土地収用に強い不満を抱えていた。

び環境許認可に関する 2012 年環境大臣規則第 17 号」に基づく情報公開が、以下の点でなされていなかった。

- (i) EIA の審査開始日や環境許認可の申請に関する発表がなかった。
- (ii) 西ジャワ州政府は、2016 年 5 月 11 日付で発行した環境許認可をインターネットのみで 2016 年 7 月 24 日に公表した。(2012 年環境大臣規則第 17 号では、インターネットだけでなく、事業地の掲示板や影響住民がわかりやすい形での方法を規定している。実際、後段の通り、環境行政訴訟を起こした原告住民は 2016 年 9 月に現地 NGO が知らせるまで、環境許認可が発行されたことを知らなかった。)

このように、多くの地域住民は 2 号機案件の意思決定過程において、時宜を得た、ましてや、早期の段階からの適切な参加機会を得ることはできなかった。

さらに、2017 年 7 月に策定された EIA 補遺版、および、同年 7 月 17 日に発行された新しい環境許認可については、後段の通り、住民に対する事前協議は一切なかった。

<遵守されていない国際規範の項目>

① 赤道原則 (EP)・国際金融公社パフォーマンススタンダード (IFC PS) ——不遵守 19 項目

- 赤道原則 2：環境・社会アセスメント (パラ 2)
「アセスメント報告書は、顧客、コンサルタント、外部専門家のいずれによって策定されるかにかかわらず、環境や社会に対するリスクと影響について、適切かつ正確に、また客観的に評価・提示する。」
- 赤道原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント (パラ 1)
「赤道原則採択金融機関 (EPFI) は、顧客が、影響を受ける地域社会、および、必要に応じてその他のステークホルダーに対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメントを体系的かつ文化的に適切な方法で継続的に実施することを求める。」
「プロジェクトが、影響を受ける地域社会に著しい負の影響を及ぼす可能性がある場合は、顧客は、十分な情報を提供した上での協議と参加のプロセスを実施する。」
「顧客は、…… (中略) ……不利な条件におかれ、また、社会的に脆弱な立場のグループなどに対し、必要に応じながら、協議プロセスの計画を立てる。」
- 赤道原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント (パラ 2)
「ステークホルダー・エンゲージメントを促進するため、顧客は、事業のリスクと影響に応じて、適切なアセスメント報告書を、影響を受ける地域社会、および、必要に応じて他のステークホルダーが、現地語かつ文化的に適切な方法で容易に入手できるようにする。」
- 赤道原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント (パラ 3)
「環境や社会に対するリスクと負の影響がある事業の情報は、アセスメントの初期段階、遅くとも事業の建設が始まる前に開示されなくてはならない。また、その後も継続的に開示されなくてはならない。」
- 赤道原則：別紙Ⅱ 環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト
「k) 既存の事業、計画段階の事業、および、将来的に予測される事業の累積影響」

「n) 事業の設計・レビュー・実施段階における影響を受ける当事者らの協議と参加」

「o) 社会経済への影響」

「r) 用地取得および非自発的住民移転」

- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」目的(1)
「事業の環境社会リスクと影響を特定し、評価すること」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」目的(2)
「労働者、影響を受ける地域社会、また環境に対するリスクと影響について、予測かつ回避するため、もしくは、回避できない場合には最小化するため、また影響が残る場合には補償／相殺するため、ミティゲーション・ヒエラルキーを採用すること」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」目的(5)
「影響を受ける地域社会に対して及ぶ可能性のある問題に関して、事業サイクル全体を通じ、影響を受ける地域社会との適切なエンゲージメント手段を促進、かつ、提供すること。また、関連する環境社会情報の開示、かつ、周知を確実にこなうこと」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 7）
「(リスクと影響の特定) 事業が既存の資産に関係する場合、環境、および／もしくは、社会に係る監査、もしくは、リスク／危険要素に係る評価を適切かつ十分に実施することで、リスクと影響を特定することができる。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 8）
「(リスクと影響の特定) リスクと影響を特定する時点において、その他の既存、計画中、もしくは、合理的な範囲で明らかとなっている開発の結果による累積的影響（を特定する）」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 27）
「(ステークホルダー・エンゲージメント) 必要な場合には、不利な条件におかれている、もしくは、社会的に脆弱な立場のグループの効果的な参加を確保するため、ステークホルダー・エンゲージメント計画に異なる方法を含める。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 29）
「(ステークホルダー・エンゲージメント) 顧客は、影響を受ける地域社会が関連情報にアクセスできる手段を提供する。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 30）
「(ステークホルダー・エンゲージメント) 効果的な協議とは、右記の通り、双方向のプロセスのものである。(i) 環境社会に対するリスクと影響を特定する過程の初期段階に始められなくてはならない。また、リスクと影響が生じる段階でも、継続的に実施されなくてはならない。(ii) 影響を受ける地域社会にとって、文化的に適切な現地語と様式で、かつ、理解可能な情報について、……（中略）……容易に入手できるよう、事前に開示・周知されなくてはならない。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 31）
「(ステークホルダー・エンゲージメント) 顧客は、十分な情報を提供した上での協議と参加のプロセスを実施する。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守2原則

- 原則 7 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである。
- 原則 8 企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守 2 項目

- VI. 環境 2.
「費用、事業上の秘密及び知的所有権保護に関する関心を考慮しつつ、次の行動をとる。
a) 企業活動の環境、健康及び安全への潜在的な影響に関する適切、計測可能、検証可能で（該当する場合には）かつ時宜を得た情報を社会及び労働者に提供する。この情報には、環境面での成果改善の進展についての報告を含み得る。
b) 企業の環境、健康及び安全に関する方針及びその実施によって直接に影響を受ける集団と、適切かつ時宜を得た連絡及び協議を行なう。」
- VI. 環境 3.
「意思決定に際しては、企業の工程、製品及びサービスによって、そのライフサイクルの全ての段階で生じる環境、健康及び安全に対する予見可能な影響を避け、又は避けられない場合には緩和する観点から、評価し、考慮する。提案された諸活動が環境、健康及び安全に対して重大な影響を与える可能性があり、かつ、これらの諸活動が所管官庁の決定に服する場合には、適切な環境影響評価を準備する。」

(4) 環境行政訴訟と 2 号機案件の違法性

1 号機の建設・稼働により、すでに生計手段への甚大な被害を受けてきた住民が、更なる被害を食い止めようと、2016 年 12 月 6 日、2 号機案件の環境許認可（2016 年 5 月 11 日付）を不当に発行したとして西ジャワ州政府を提訴し、環境許認可の取消しを求めた。訴訟では、以下の内容に係る違法性が指摘された。

- (i) チレボン県空間計画（2011～2031 年のチレボン県空間計画に関する 2011 年条例第 17 号）に違反
- (ii) 戦略的環境アセスメントに関する考慮の欠如
- (iii) EIA の策定プロセスへの住民参加の欠如
- (iv) EIA における分析の不備（他事業との累積的影響に関する配慮の欠如等）
- (v) グッド・ガバナンスのための一般原則に違反

2017 年 1 月から公判で審議が行なわれた後、2017 年 4 月 19 日にバンドン地裁が出した判決では、アスタナジャプラ郡とムンドゥ郡に建設予定の 2 号機案件²⁰が、発電所の開発地域としてアスタナジャプラ郡のみを記載している上記 (i) チレボン県空間計画に違反していることから、環境許認可の無効が宣言された。このバンドン地裁による判決を待たず、その前日であった 2017 年 4 月 18 日に融資契約を締結した銀行団も、2 号機案件への貸付実行を控えざるを得ない状況となった。

その後、被告である西ジャワ州政府はすぐに控訴を行なったが、この司法手続きと並行して、2017 年 6 月から CEPR と西ジャワ州政府は環境許認可の「改訂」手続きも開始した。そして、2017 年 7 月

²⁰ CEPR は土地造成作業をすでに 2016 年に開始しており、実際にアスタナジャプラ郡のみでなく、ムンドゥ郡でも作業をしていた。

には、CEPR から EIA 補遺版が提出され、新しい環境許認可（2017 年 7 月 17 日付）が西ジャワ州政府によって発行された。この動きを受け、西ジャワ州政府は前述の控訴を 2017 年 8 月 1 日に取下げ、それを 2017 年 8 月 16 日にジャカルタ高裁が受諾したことで、2017 年 4 月 19 日付のバンドン地裁の判決は確定、つまり、原告住民側の勝訴が確定した。

しかし、CEPR は、2017 年 7 月 17 日に発行された新・環境許認可を根拠に 2 号機案件の建設作業を続けた。銀行団も、新・環境許認可に対する住民訴訟が再び起こされることを知りつつ、2017 年 11 月 14 日に 2 号機案件への初回貸付を実行した。

一方、新・環境許認可の発行に係る手続きは非常に不透明なやり方で進められた。住民や現地 NGO は、2017 年 6 月初めに CEPR が「許認可の改訂申請をした」という情報についてこそ、西ジャワ州政府のホームページに掲載されたため知り得たものの、その後、手続きが進められ、新しい環境許認可が発行されたという事実を知ったのは、新・許認可の発行から約 2 ヶ月が経った 2017 年 9 月半ばであった。

2017 年 12 月 4 日、住民・NGO は、西ジャワ州政府が新しく発行した環境許認可の取消しを求める行政訴訟を再び起こした。再訴訟では、以下の内容に係る違法性が指摘されている。

- (i) 無効とされた環境許認可の改訂・修正は不可
- (ii) 『空間計画に関する 2008 年政令第 26 号の改正に関する 2017 年政令第 13 号』（2017 年政令第 13 号）は新・環境許認可発行の法的根拠として不相当
- (iii) 新・環境許認可の発行過程における不透明性
- (iv) 事業地は保護区域内に位置
- (v) EIA 補遺版の内容における相当な不備

これに対し、これまで、2018 年 5 月 2 日、8 月 1 日、11 月 29 日に各々バンドン地裁、ジャカルタ高裁、最高裁が原告の訴えを棄却している。各裁判所の主な棄却理由としては、2016 年 5 月 11 日に発行された旧・環境許認可と 2017 年 7 月 17 日に発行された新・環境許認可の連続性を認めており、「一事不再理」の考え方が適用されること、また、旧・環境許認可に係るチレボン県空間計画（2011～31 年）への違反は、2017 年政令第 13 号によって解決されることがあげられている。

住民・NGO は 2019 年 8 月 6 日、最高裁の棄却判決に対する再審請求を行っており、新・環境許認可は依然として違法リスクを抱えている状態にある。

なお、新・環境許認可の有効性の法的根拠として適用されている『2017 年政令第 13 号』は、2017 年 4 月 12 日に制定されたものであるが、2019 年 5 月 10 日、住民・NGO が最高裁に対する司法審査請求を行なった。2017 年政令第 13 号の制定時に改訂された 144 A 項は、県・市・州における既存の空間計画に規定されていない場合でも、国家戦略上の価値がある活動や事業については、空間利用許可の発行を可能とする規定となっている。一方、2017 年政令第 13 号の 144 A 項は、政令より優位性をもつ法律、すなわち、『空間計画に関する 2007 年法律第 26 号』や『環境保護および管理に関する 2009 年法律第 32 号』の規定と整合がとれないため、違法であるとの指摘が住民・NGO からなされたものである。

同 2017 年政令第 13 号の 144 A 項は、チレボン石炭火力発電所 2 号機案件のみでなく、他の開発事業でも、保護されるべき住民の生活空間や環境を脅かすことが懸念されるため、インドネシアの複数の他の市民団体も司法審査請求に参加する形で行なわれ、その結果が注視された。しかし、2019 年 10 月 21 日、最高裁は同司法審査の請求を棄却している。

市民団体からは、2017 年政令第 13 号が制定されて以降、国家戦略事業の名の下に、環境・人権・法律を蔑ろにして開発を進めようとするインドネシア現政権の姿勢に対し、早期から警鐘が鳴らされてきた。上述の通り、司法審査が棄却されたにせよ、すでに建設工事が一部実施されている最中に新しく制定された 2017 年政令第 13 号なしでは、つまり、既存の法規定のみでは、チレボン石炭火力発電所 2 号機案件を進めることができなかつた事実は、今後も法的観点から国内外で批判がなされるであろう。

表 4. チレボン石炭火力発電所 2 号機案件に係る環境行政訴訟の主な経緯

2016 年 5 月 11 日	西ジャワ州政府、2 号機案件の EIA 承認。環境許認可を発行
2016 年 12 月 6 日	住民、2 号機案件に係る環境許認可の取消しを求める行政裁判を開始
2017 年 4 月 12 日	『空間計画に関する 2008 年政令第 26 号の改正に関する 2017 年政令第 13 号』の制定
2017 年 4 月 18 日	銀行団、2 号機案件に係る融資契約に調印（この時点での公式発表はなし）
2017 年 4 月 19 日	バンドン地裁、住民の訴えを認め、2 号機の環境許認可取消判決
2017 年 4 月 21 日	西ジャワ州政府、地裁の判決を不服として控訴
2017 年 6 月 2 日	西ジャワ州政府、CEPR による環境許認可の改訂申請を告知
2017 年 7 月 17 日	西ジャワ州政府、2 号機に対する新・環境許認可を発行
2017 年 8 月 1 日	西ジャワ州政府、控訴の取消申請
2017 年 8 月 16 日	ジャカルタ高裁、控訴取消を正式決定。2 号機の環境許認可の取消判決が確定
2017 年 11 月 14 日	銀行団、2 号機案件に係る初回貸付の実行
2017 年 12 月 4 日	住民・NGO、新・環境許認可の取消しを求める行政裁判を開始
2018 年 5 月 2 日	バンドン地裁、住民の訴えを棄却
2018 年 5 月 14 日	住民・NGO、地裁の判決を不服として控訴
2018 年 6 月 7 日	チレボン県空間計画（2018～38 年）の制定（前空間計画の改訂）
2018 年 8 月 1 日	ジャカルタ高等、住民の訴えを棄却
2018 年 9 月 5 日	住民・NGO、高裁の判決を不服として上告
2018 年 11 月 29 日	最高裁、住民の訴えを棄却
2019 年 5 月 10 日	住民・NGO、空間計画に係る 2017 年政令第 13 号に係る司法審査請求
2019 年 8 月 6 日	住民・NGO、最高裁の棄却判決に対する再審請求
2019 年 10 月 21 日	最高裁、空間計画に係る 2017 年政令第 13 号に係る司法審査請求を棄却
2019 年 11 月現在	住民・NGO、最高裁の棄却判決に対する再審請求に対する判決待ち

<遵守されていない国際規範の項目>

① 赤道原則（EP）・国際金融公社パフォーマンススタンダード（IFC PS）——不遵守 2 項目

- 赤道原則 3：適用される環境社会基準（パラ 1）
「アセスメントの過程においては、第一に、環境社会問題に係る現地国の関連法規制や許認可の遵守状況を示さなければならない。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 6）
「(方針) 顧客は、事業が健全な環境社会パフォーマンスを達成できるよう、環境社会に係る目的・原則を明らかにした包括的な方針を制定する。方針は、環境社会に係る評価と管理プロセスのための枠組みを規定し、また事業（もしくは、適切な場合には事業活動）が、当該事業が実施される管轄区域の関連法規制（国際法規の下、現地国に実施義務のある法規を含む）を遵守することを明示する。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守該当原則なし

- 該当項目なし

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守1項目

- I. 定義と原則 2.
「国内法の遵守は、企業の第一の義務である。」

(5) 事業に反対の声をあげる住民らへの人権侵害

本事業に反対の声をあげてきた住民、特に上段の訴訟に関わってきた原告らに対する人権侵害が懸念されてきた。2017年4月19日に旧・環境許認可の取消判決がバンドン地裁から出された後、新・環境許認可の取消しを求める行政訴訟が2017年12月4日に再び起こされるまでの間に、当初の原告であった住民6名は、事業実施者側のスタッフから「報復措置として住民らが法的に訴えられる」可能性を示唆され、金銭を渡された。そうした脅迫行為から、住民6名は再び原告になることを断念し、別の住民1名が現地NGOとともに再訴訟の原告になることとなった。

また、再訴訟の原告となった住民も、2018年1月頃、不特定の男らが自分の仕事場にやって来て、自分や他の誰の許可をとることもなく、自分のことをビデオ撮影していたことや、不特定の男らが自分を探するため、自分の家の所在地を隣人に尋ねていたことなど、自分が監視（サーベイランス）されていたことについて報告している。

事業反対のデモやアクションを行なう住民らに対する警察のあからさまな脅迫・監視行為も報告されている。2019年6月21日に住民が1号機近くの海上で、事業実施者の最大株主である丸紅に対して本事業からの撤退を求める横断幕を掲げるアクションを行なった際も、同アクションの後、警察がアクションに参加した住民らに対し、アクションのために使用した漁船を押収する可能性を示唆した。実際、そうした警察による脅迫行為から、次のアクション等への参加を躊躇する住民も出ている。

こうした一連の脅迫・監視行為などは、他の住民の間にも不安や恐怖感を引き起こし、事業の意思決定過程への適切な住民参加を阻害するものであり、深刻な人権侵害として留意されなくてはならない。

<遵守されていない国際規範の項目>

①赤道原則（EP）・国際金融公社パフォーマンススタンダード（IFC PS）——不遵守2項目

- 赤道原則5：ステークホルダー・エンゲージメント（パラ1）
「（協議のプロセスにおいて）外部からの操作、干渉、強制、脅迫があってはならない。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ30）
「（ステークホルダー・エンゲージメント）効果的な協議とは、右記の通り、双方向のプロセスのものである。（iv）外部からの操作、干渉、強制、脅迫があってはならない。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守2原則

- 原則1：企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである。
- 原則2：企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守3項目

- IV. 人権 3.

「企業が人権への悪影響の一因となっていなくとも、取引関係により、企業の事業活動、製品又はサービスに直接結び付いている場合には、人権への悪影響を防止し又は緩和する方法を模索する。」

- IV. 人権 5.

「企業の規模、事業の性質及び活動の文脈、並びに人権への悪影響のリスクの重大性に応じて適切に人権デュー・ディリジェンスを実施する。」

- IV. 人権 6.

「企業が人権への悪影響を引き起こした又は一因となったと特定した際は、企業はそれらの悪影響からの救済において、正当な手続を提供するかそれを通じた協力を行なう。」

(6) 贈収賄事件と腐敗リスク

2019年4月以降、2号機案件のEPC契約者の一つである韓国企業・現代建設が、前チレボン県知事スンジャヤ・プルワディサストゥラ（任期2014～2019年）に対して多額の不正資金を提供したとの複数の報道がインドネシアおよび韓国においてなされてきた。捜査を続けているインドネシア汚職撲滅委員会（KPK）は、すでに2019年10月4日、この2号機案件に関連した贈収賄疑惑を含むマネーロンダリングの件で、前チレボン県知事を容疑者認定している。そして、11月15日には、現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョン（Herry Jung）も2号機案件の許認可に係る贈収賄の件で容疑者認定された。この他、現在、事業実施者であるCEPRの上級幹部2名に対してインドネシア国外への渡航禁止措置もとられている状況である。

前チレボン県知事については、複数の贈収賄の容疑で2018年10月にKPKによって逮捕され、2号機案件ではない別件に係る贈収賄事件において、2019年5月22日に5年の実刑判決²¹がすでに言い渡されている。この別件の贈収賄事件の捜査過程で、複数の証人、および、容疑者であった前チレボン県知事から2号機案件に関連した贈収賄についての証言も出てきたことが、現在続けられている捜査の発端となっている。

この別件の捜査過程における各人の証言の詳細については、すでに公開されている前チレボン県知事の別件の贈収賄事件に係る判決文（2019年5月22日）²²で明らかにされている。2号機案件に関連した贈収賄については、主に以下のような内容が記されている。

- (i) 2号機案件の事業実施者であるCEPRの元幹部ヘル・デワント氏やテグ氏による贈賄への関与が名指しで言及されている。（50億ルピアを供与する約束をしたとの言及等を含む。）
- (ii) 現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョンによる贈賄への関与が名指しで言及されている。（前チレボン県知事に対して5億ルピアを供与済みであるとの言及等を含む。）
- (iii) 現代建設と現地企業ミラデス・インダー・マンディリ社（チレボン県ブブル郡長リタ・スサナ・スプリヤンティ氏の義理の息子ムハマッド・スプハン氏が経営）との間に100億ルピアの

²¹<https://www.thejakartapost.com/news/2019/05/22/suspended-cirebon-regent-gets-five-years-has-political-rights-revoked.html>

²² <https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/6395081793cc605eddda4c2add7e7545>。現地NGOは同ページでの判決文の公開を2019年7月22日に確認。

架空の契約が結ばれ、後者の銀行口座に 2017 年 6 月（9 億 7,000 万ルピア）、2018 年 1 月（10 億ルピア）、2018 年 2 月（8 億 4,000 万ルピア）、2018 年 3 月（19 億 4,000 万ルピア）、2018 年 10 月（16 億 1,998 万 5,000 ルピア）の計 5 回にわたり、計 63 億 6,998 万 5,000 ルピアが振込済みであることが言及されている。

- (iv) 上記③で振込まれた不正資金は、チレボン県ブブル郡長がミラデス・インダー・マンディリ社のムハマッド・スプハン氏より受領し、前チレボン県知事の専属スタッフであるアンドゥリ氏やデニ・シャフルディン氏に手渡したことが言及されている。また、そのうち 2018 年 1 月および 2018 年 10 月にやりとりがなされた不正資金については、前チレボン県知事が他者の氏名を使って作らせた銀行口座（口座番号にも言及）にデニ・シャフルディン氏が振込んだことが言及されている。
- (v) 前チレボン県知事が、チレボン県議会議長（5 億ルピア）、チレボン県警察トップ（4 億ルピア）、チレボン県軍部トップ（2 億ルピア）、チレボン県検察トップ（1 億ルピア）に対して各々資金を供与したことが言及されている。また、そのうちチレボン県議会議長への資金供与については、チレボン県空間計画に関連しての資金供与であったことが言及されている。

また、2019 年 10 月中に KPK が数度にわたる記者発表で述べた内容から、以下のことが明らかとなった。

- (i) 2019 年 10 月 4 日、2 号機案件に関連した贈収賄疑惑も含む複数のマネーロンダリングの件で、前チレボン県知事が容疑者認定された。
- (ii) 同マネーロンダリングの件で前チレボン県知事が受領した 510 億ルピア（約 3 億 8,700 万円）にもものぼる不正資金のうち、約 60 億 4,000 万ルピア（約 4,600 万円）は 2 号機案件の許認可関連のものである。²³
- (iii) 現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョン、および、チレボン県ブブル郡長は、2019 年 4 月 26 日から 6 ヶ月間、インドネシア国外への渡航禁止措置がとられていた。²⁴
- (iv) 2019 年 10 月 8 日、現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョンが KPK から、2 号機案件に関連して不正資金が供与されるに至った経緯や 2 号機案件の許認可に係る査問を受けた。²⁵
- (v) 2019 年 10 月 16 日、チレボン県ブブル郡長らが KPK から、2 号機案件に関連した贈収賄疑惑の件で査問を受けた。²⁶
- (vi) 現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョン、および、チレボン県ブブル郡長に対するインドネシア国外への渡航禁止措置については、2019 年 10 月 24 日から 6 ヶ月間延長された。また、同様の国外渡航禁止措置がチレボン県アスタナジャプラ郡長（ブブル郡長の夫）に対しても課された。²⁷

²³<https://m.cnnindonesia.com/nasional/20191004215727-12-436901/kpk-sebut-duit-korupsi-bupati-sunjaya-diduga-mengalir-ke-pdip> ; <https://m.detik.com/news/berita/4734206/rincian-sumber-rp-51-m-di-kasus-eks-bupati-cirebon-ada-terkait-pltu>

²⁴ <https://news.detik.com/berita/d-4734251/2-saksi-termasuk-gm-hyundai-dicegah-ke-ln-di-kasus-eks-bupati-cirebon>

²⁵<https://cnnindonesia.com/nasional/20191008212212-12-437917/kpk-cecar-petinggi-hyundai-soal-aliran-dana-pltu-2-cirebon> ; <https://nasional.kompas.com/read/2019/10/08/21255111/periksa-petinggi-hyundai-kpk-dalami-dugaan-suap-ke-eks-bupati-cirebon> ; <https://news.detik.com/berita/d-4738774/periksa-gm-hyundai-kpk-dalami-izin-pltu-2-di-kasus-eks-bupati-cirebon>

²⁶<http://www.rmoljabar.com/read/2019/10/17/106897/Dipanggil-KPK-Kasus-TPPU-Sunjaya.-Camat-Beber-Bungkam-Dan-Berjalan-Gontai->

²⁷<https://cnnindonesia.com/nasional/20191031040546-12-444332/kpk-perpanjang-masa-cegah-ke-luar-negeri-petinggi-hyundai>

さらに、2019年11月中に以下のような内容も KPK の記者発表で明らかとなっている。

- (i) 2019年11月15日、2号機案件の許認可に絡み、前チレボン県知事に対して不正資金約60億4,000万ルピア（約4,600万円）を供与した疑いで、現代建設元ゼネラルマネージャーのヘリー・ジョンが容疑者認定された。²⁸
- (ii) 同不正資金は、現代建設と現地企業ミラデス・インダー・マンディリ社との間で結ばれた2号機案件のコンサルティング業務に係る架空の契約書（100億ルピア。約7,600万円）に基づき、数回に分けて仲介者を通じて供与された。²⁹
- (iii) 事業実施者である CEPR の元取締役社長ヘル・デワント氏と元取締役テグ・ハリヨノ氏は、2019年11月1日から6ヶ月間、インドネシア国外への渡航禁止措置がとられている。³⁰

このような2号機案件に関連した贈収賄疑惑に関するインドネシア国内での捜査の動きと前後して、2019年10月7日には、韓国国会の国政監査の場で、2号機案件に係る質疑がなされた。³¹ その中で、現代建設の専務ソンジュン氏は、2号機案件に関連した贈収賄疑惑について、「建設工事の早期の段階で住民などから妨害を継続的に受け、正門を封鎖されるなど工事が遅延したため、現地の苦情処理のために現地の法律機関を選んで処理した。」との答弁を行なっている。それに対し、韓国の国会議員からは、苦情処理のためであれば、公的な覚書等の下で処理がなされるべきである点、また、ブブル郡長の義理の息子の会社に資金が振り込まれ、それが引き出されて前チレボン県知事に渡るという資金の流れは、典型的な贈収賄だと見られておかしくない点が指摘されている。³²

2号機案件に関連した贈収賄疑惑については、現在も KPK による捜査が続けられており、今後の起訴・立件などの動きが注視されるところである。しかし、上述の通り、インドネシアの裁判資料で2号機案件の事業実施者や EPC 契約者の贈収賄疑惑への関与が明記され、その手口についても詳細な内容が記載されていること、そして、実際に、2号機案件の許認可に係る贈収賄の件で、前チレボン県知事及び EPC 契約者幹部がすでに容疑者認定を受け、事業実施者の上級幹部2名もインドネシア国外への渡航禁止措置を受けていることは、現段階でも重く受け止められるべき事実である。

²⁸ <https://www.cnnindonesia.com/nasional/20191115175529-12-448780/kpk-tetapkan-bos-hyundai-tersangka-suap-mantan-bupati-cirebon>

²⁹ 脚注28に同じ。

³⁰ <https://nasional.tempo.co/read/1272783/kasus-eks-bupati-cirebon-kpk-cegah-heru-dewanto-ke-luar-negeri>

³¹ http://imnews.imbc.com/replay/2019/nwtoday/article/5535190_24616.html

³² 韓国国会のウェブサイトの動画（<http://w3.assembly.go.kr>）を参照。



写真：ジャカルタのインドネシア汚職撲滅委員会（KPK）のビル前で、「汚染／汚職にまみれたチレボン石炭火力 2 号機」「現代の汚職に関する KPK による徹底調査を支持する」と書かれた横断幕を持ち、KPK の調査を呼びかける現地グループ（インドネシア環境フォーラム。2019 年 10 月）

この他、2 号機案件に係る複数の関係者が、以下の通り、過去に別件での贈収賄事件に関与してきていることから、2 号機案件においては腐敗リスクが適切に考慮されるべきであり、腐敗防止対策にも特に留意が必要であると言える。

- (i) CEPR の最大株主である丸紅は、国際協力機構（JICA）が支援したインドネシア・タラハン石炭火力発電事業の受注をめぐり、米国の海外腐敗行為防止法に違反した件で、2014 年、米司法省との間で罰金 8800 万ドル（約 90 億円）を支払うことで合意した。³³
- (ii) CEPR と EPC 契約を締結している MHPS は、タイ・カノム 4 ガス焚複合火力発電事業において、元執行役員ら幹部 2 名が 2019 年 3 月に、また、元取締役が 2019 年 9 月に、タイ運輸省港湾局の支局長に賄賂を提供した件で東京地裁から有罪判決を言い渡されている。³⁴³⁵
- (iii) 現代建設の下請けである NKE（ヌサ・コンストラクシ・エンジニアリング社）は、2019 年 1 月、その前身である建設会社 DGI（ドゥタ・グラハ・インダー社）が幾つかの建設事業に関連した贈賄事件において有罪判決を言い渡されている。さらに、裁判所は NKE に対し、6 ヶ月間、公共事業の請負いを禁止した。³⁶

<遵守されていない国際規範の項目>

①赤道原則（EP）・国際金融公社パフォーマンススタンダード（IFC PS）——不遵守 2 項目

- 赤道原則 3：適用される環境社会基準（パラ 1）

「アセスメントの過程においては、第一に、環境社会問題に係る現地国の関連法規制や許認可

³³ https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2001C_Q4A320C100000/

³⁴ <https://www.sankei.com/affairs/news/190301/aff1903010027-n1.html>

³⁵ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49771950T10C19A9CC1000/>

³⁶ <https://www.thejakartapost.com/news/2019/01/04/corruption-court-issues-historic-guilty-ruling-against-nke.html>

の遵守状況を示さなければならない。」

- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 6）

「(方針) 顧客は、事業が健全な環境社会パフォーマンスを達成できるよう、環境社会に係る目的・原則を明らかにした包括的な方針を制定する。方針は、環境社会に係る評価と管理プロセスのための枠組みを規定し、また事業（もしくは、適切な場合には事業活動）が、当該事業が実施される管轄区域の関連法規制（国際法規の下、現地国に実施義務のある法規を含む）を遵守することを明示する。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守1原則

- 原則 10：企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守1項目

- VII. 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止 2.

「贈賄の防止及び発見を図るため、適正な内部統制、倫理基準並びに法令遵守計画又はその方を構築し採用する。これらは、個々の企業をとりまく事情、特に企業が直面する贈賄のリスク（活動地域及び産業部門に起因するもの等）を分析した結果に基づいて開発されるべきである。……（中略）……企業が贈賄、贈賄要求、金品の強要に加担するリスクを軽減するため、個々の企業を取り巻く事情及び贈賄のリスクは、必要に応じて定期的に再評価されなければならない。」

(7) 気候変動への影響と国際的なダイベストメントの流れへの逆行

世界では 2015 年のパリ協定採択以降、気候変動に対する危機感が高まり続けている。2018 年 10 月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発表した「1.5°Cの地球温暖化に関する特別報告書（SR15）」は、気候変動対策がより差し迫ったものであることを警告した。同報告書では、世界の平均気温が工業化以前と比べて 1.5 度上昇した場合の影響と 2 度上昇した場合の影響とを比較し、1.5 度の場合に比べて 2 度の気温上昇時に大きな影響・被害が予測されることを示している。さらに、気温の上昇を 1.5 度に抑えるためには、世界全体の人為的な CO2 排出量を、2030 年までに約 45%削減、2050 年頃までには正味ゼロにする必要があることを示した。国際エネルギー機関（IEA）の事務局長も「二酸化炭素を排出する発電所を建てる余地は残っていない」との認識を示すに至っている。³⁷つまり、今や新規の石炭火力発電所の建設は許されない状況になっていることが、国際的にも共通認識となっている。

気候変動への影響を考慮し、欧米の政府機関や国際機関では、2015 年のパリ協定の採択以前から脱石炭への方針転換がすでに始まっていた。2013 年中だけで、世界銀行、欧州投資銀行（EIB）、欧州復興開発銀行（EBRD）などの国際金融機関、そして、英・北欧諸国の政府が、海外の石炭火力発電事業に対する公的支援の原則廃止・規制強化を次々と発表した。2015 年以降は、フランスやアメリカ、オランダ、ドイツ、イギリスなど欧米の大手民間銀行が石炭関連事業への融資を行なわない、もしくは、制限する方針を次々と打ち出し、2018 年には南アフリカの民間銀行 2 行が、2019 年にはシンガポール

³⁷ The Guardian “World has no capacity to absorb new fossil fuel plants, warns IEA” <https://www.theguardian.com/business/2018/nov/13/world-has-no-capacity-to-absorb-new-fossil-fuel-plants-warns-iea>
Nov 13 2018

の民間銀行 2 行も、新規の石炭火力発電所の融資から撤退することを表明した。ダイベストメントの流れは欧米を超えて確実に広がりつつある。

一方、パリ協定の採択以降も、海外での新規の石炭火力発電所計画に対して、JBIC や NEXI を通じた公的支援を 8 件決めてきた日本政府は、国際的な批判の対象となってきた。2018 年 7 月には、日本政府も第 5 次エネルギー基本計画の中で、「エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECD ルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧（USC）以上の発電設備について導入を支援する。」と明記したが、「低炭素技術を推進して気候変動対策に貢献する」という従来の姿勢に変化はなく、「脱炭素」を目指す世界の動きに追いつくものとはなっていない。

日本の民間企業においても、2018 年以降、石炭火力発電所の融資に係る新方針の発表ラッシュが続いている。しかし、その内容は、各企業で文言は異なるものの、基本的に、日本政府が示した「相手国の要請・事情」、「OECD ルール」³⁸、「原則超々臨界圧」といったコンセプトが色濃く反映されたものになっており、1.5 度や 2 度未満といったパリ協定の目標達成のために必要な気候変動対策の取り組みとしては、極めて不十分な内容となっている。表 5 は、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の 3 行が発表した石炭火力発電所への対処方針である。原則新規の融資を行なわないとし、日本政府の方針以上の内容を盛り込んだ三菱 UFJ 銀行でさえ、例外規定を設けていることから、一転して骨抜きの方針になる可能性は否めない。

本稿の冒頭でも述べた通り、チレボン石炭火力発電所 2 号機案件については、2017 年、融資契約が締結される前にフランス大手銀行のクレディ・アグリコルが自行の気候変動に対する方針転換を理由に銀行団からの撤退を決定した。しかし、2 号機案件は、気候変動の観点からの議論が真摯になされぬまま、現在も建設が進められている。同発電所が稼働すれば、建設後 25 年間にわたる PPA が締結されているため、将来的な温室効果ガスの排出を固定化してしまうことになる。日本の官民ともに、気候変動の問題に向き合った真の脱炭素方針の策定・実施が急務とされている。

³⁸ 「OECD 輸出信用アレンジメント付属文書の石炭火力発電セクター了解」のこと。天然ガス火力の約 2 倍の炭素排出をもたらす超々臨界圧（USC）の石炭火力発電事業を支援対象として全面的に認めるなど、気温上昇を 1.5 度や 2 度未満に抑えんとする国際目標を実現するには程遠い内容となっていることから、同ルールが合意された 2015 年 11 月当時から、早期の改訂の必要性が環境団体等から指摘されている（<https://sekitan.jp/jbic/2015/11/18/1434> を参照）。



写真：COP23 期間中にチレボン 2 号機に対する初回貸付を銀行団が実行したことは、国際 NGO からの批難の的となった。COP23 会場前で日本の石炭火力支援に反対するアクションも行なわれた。(FoE Japan. 2017 年 11 月)

表 5. 民間銀行 3 行による石炭火力発電所への対処方針の概要

銀行名	方針の発表時期	方針の概要
みずほ	2018 年 6 月	同等のエネルギー効率を持つ実行可能な代替技術と比較し、経済合理性等を検証し与信判断を行なう。
	2019 年 5 月	OECD ルール等、導入国のエネルギー政策・気候変動対策、日本のエネルギー政策や法規制と整合する場合に限り対応する。原則、超々臨界圧以上の案件に限定する。但し、運用開始日以前に支援意思表示済み済みの案件は除く。
三井住友	2018 年 6 月	原則、超々臨界以上の案件に融資を限定する。但し、新興国等のエネルギー不足の場合、適用日以前に支援意志表明をしたものや日本政府等の支援が確認できる案件は例外として慎重に対応を検討する。
三菱 UFJ	2018 年 5 月	OECD ルール等を参考に、石炭火力発電を巡る各国と国際的状況を十分に認識した上で可否を慎重に検討する。
	2019 年 5 月	新設の石炭火力発電所への融資は、原則実行しない。但し、当該国のエネルギー政策・事情等を踏まえ、OECD ルール等を参照し、他の実行可能な代替技術等を個別に検討した上で、支援する場合がある。同方針の改定前より融資検討を継続している案件については可否を慎重に検討する。

<遵守されていない国際規範の項目>

①赤道原則 (EP)・国際金融公社パフォーマンススタンダード (IFC PS) ——不遵守 5 項目

- 赤道原則 2：環境・社会アセスメント (パラ 3)

「あらゆる立地場所における全ての事業について、スコープ 1、および、スコープ 2 を合わせた温室効果ガス排出量が CO2 換算で年間 10 万トン超になると見込まれる事業については、温室効果ガス排出量がより少ない代替案を評価するため、代替案分析を実施する。」

- 付属書 A—気候変動：代替案分析、温室効果ガス排出量の算定と報告（代替案分析 パラ 2）
「スコープ 1 の排出について、代替案分析は、該当する場合、代替可能な燃料、もしくは、エネルギー源についての検討を含む。」
- IFC PS 1「環境社会に対するリスクと影響の評価と管理」（パラ 7）
「(リスクと影響の特定) リスクと影響を特定する過程では、温室効果ガスの排出、気候変動に伴うリスク、……（中略）……を考慮する。」
- IFC PS 3「資源効率と汚染防止」目的(3)
「事業に関連した温室効果ガスの排出を減少すること」
- IFC PS 3「資源効率と汚染防止」（パラ 7）
「(資源効率) 顧客は、事業の設計や稼働中に排出される温室効果ガスを減少させるため、代替案を検討し、技術的かつ経済的に実現可能で費用対効果のよい選択肢を実施する。これらの選択肢には、右記に限定されるものではないが、……（中略）……再生可能、もしくは、低炭素型エネルギー源の採用……（中略）……が含まれる。」

②国際グローバルコンパクト（UNGC）——不遵守3原則

- 原則 7：企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである。
- 原則 8：企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。
- 原則 9：企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

③OECD 多国籍企業行動指針（OECD 指針）——不遵守該当項目なし

- 該当項目なし

第 5 章 まとめ

チレボン石炭火力発電所 2 号機案件をめぐる環境・社会・ガバナンス（ESG）上の課題は、山積したままである。EP/IFC PS で計 43 箇所、UNGC で計 13 箇所、OECD 指針で計 10 箇所、合計 66 箇所の国際規範の不遵守が本稿により明らかとなった。2 号機案件に貸付を続ける日本の民間 3 行、すなわち、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行によるデューデリジェンスの実施は、国際規範の遵守という観点からも不十分なのは明白である。

まず、前章で示した通り、2017 年 4 月 18 日の時点で、EP/IFC PS、UNGC、OECD 指針において遵守が確保されていなかったことから、3 行は融資契約を締結するべきではなかった。また、それらの状況が今も改善されていないことから、貸付をこれ以上継続すべきではない。

更なる貸付を行なう前に、厳格なデューデリジェンスを行なうこと、つまり、2 号機案件の各問題状況と遵守すべき国際規範の内容を一つ一つ綿密に精査・確認し、賢明な判断を下すことが各行に求められている。

執筆：波多江秀枝（国際環境 NGO FoE Japan）

編集：田辺有輝

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター（PARC）、APLA、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、国際青年環境 NGO A SEED JAPAN

本レポートに関するお問い合わせ先

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、担当：田辺有輝

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 赤坂三鈴ビル 2F

Tel: 03-3505-5553 Fax: 03-3505-5554 Email: jacses@jacses.org